

国立大学法人小樽商科大学寄附講座等教員選考方法に関する申合せ

(平成16年8月12日制定)

第1条 この申合せは、国立大学法人小樽商科大学寄附講座・寄附研究部門規程（以下「規程」という。）第9条第3項に基づき、寄附講座等教員の選考方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 寄附講座等の設置の申請があったときは、当該寄附講座等教員の候補者を選考するため、選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第3条 委員会は、寄附講座等を設置する学科又は研究部門（以下「学科等」という。）の教員3名以上で構成し、当該学科等以外から少なくとも1名を含めなければならない。

第4条 委員会の委員長は、委員の互選とする。

第5条 委員会は、寄附講座等教員の候補者を学長に推薦する。

第6条 委員会は、前条の候補者について、規程第9条第4項に規定する客員教授又は客員准教授の名称授与の審査を併せて行い、学長に報告するものとする。

第7条 第5条の寄附講座等教員の選考及び第6条の客員教授又は客員准教授の名称授与は、教育研究評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この申合せは、平成16年8月12日から施行する。

附 則

この申合せは、平成19年4月1日から施行する。